

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成26年  
3月31日  
(月曜日)

## 目 次

- 告示  
道路の区域の変更(道路整備課)  
道路の供用の開始(道路整備課)



### 山口県告示第百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道  
路 線 名 徳山光線  
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
周南市大字原字中原郷一六四の六地 先から	旧	最狭 三〇八・〇	一三三・五	

同市高水原二丁目地先まで

新	最狭 三一六・三	二二八・五	道路改良工事の 完了による。
---	-------------	-------	-------------------

道路の種類 県道  
路 線 名 益田阿武線  
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
阿武郡阿武町大字奈古字シュウシユウ八の三 同郡同町同大字字存行司六七の三 同郡同町同大字字先まで	新	最狭 七二・〇	一、一九四・二	道路改良工事の 完了による。
	旧	最狭 三四・八〇	一、二六五・〇	

道路の種類 県道  
路 線 名 俵山長門古市停車場線  
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
長門市俵山字鉢ケ迫六二二地先から 同市俵山字弥惣田六〇七九の一 地先まで	新	最狭 一五七・〇	三三一・八	道路改良工事の 完了による。
	旧	最狭 九五・四	三三一・八	

### 山口県告示第百三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年三月三十一日から山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

